

遠隔会議システム特記仕様書

1. 概要

遠隔会議システム（以下、「本システム」という。）は、災害発生時において、迅速に関係各所への情報伝達・指示を行うための環境整備を主眼に、災害状況、現場映像等を集約し円滑な情報共有を行うことを目的とする。災害対策本部では現場情報をホワイトボード機能を用いてリアルタイムに表示、共有し災害対策本部と関係各所にて双方向にコミュニケーションを図ることのできるシステムを整備する。

また、平時での本庁、各学区コミュニティセンター等でインターネットを利用した遠隔会議及び情報共有等に活用し、業務の円滑化を図る。

2. システム構成

(1) システム概要

本システムは、災害対策本部及び学区コミュニティセンターや消防団、災害現場など関係各所と接続し情報共有を可能とする。また、双方向での資料書き込みや限られた通信帯域で利用可能などリアルタイム性と安定性を兼ね備え災害時でも利用可能なシステムである。

(2) ネットワーク環境

本システムは、LGWAN 回線等の専用回線に接続できない場所での操作が求められることから、一般インターネット回線による接続が可能な環境で構築する。

(3) 機器構成

本業務は機器の設置及び配線までとし、設置面の耐震補強や配管作業、電源工事は含まない。

- ・特別会議室 1（災害対策本部）、特別会議室 2（オペレーションルーム）、会議室 2（消防団本部）、安土町総合支所（調査指導班）の計 4 か所及び各コミュニティセンターの計 11 か所に専用の PC 端末、カメラ、スピーカーマイクを設置すること。

※詳細は【別紙 3】レイアウトイメージを参照

- ・会議用サーバは本庁舎オペレーションルーム内にサーバラックを配置し、オンプレミス形式で構築すること。
- ・消防団及び現地調査班用に遠隔会議システムに屋外から接続できるように専用タブレットを 17 台用意すること。
- ・遠隔会議システム用に電子黒板を特別会議室 1（災害対策本部）、特別会議室 2（オ

ペレージョンルーム)、会議室 2 (消防団本部)、安土町総合支所 (現地調査班) に計 4 台設置すること。

- ・安土町総合支所の機器 (専用の PC 端末、カメラ、スピーカーマイク、75 型電子黒板) については、令和 8 年 12 月に、南別館 3F 調査指導班に移設予定となる。なお安土町総合支所から南別館への移設作業は本業務の対象外とする。

3. 機能要件

(1) 基本機能

- ・起動、操作が迅速かつ容易にできるようなシステムとすること。
- ・同時に 30 台の会議端末と接続出来る仕様であること。
- ・ソフトウェアのインストール、ユーザ ID の発行に制限がないこと。
- ・カメラ、音声、PC データを複数の拠点で、遠隔共有できるシステムであること。
- ・通常の会議内で議長権や発表権等、権限の移譲が発生しないこと。
- ・全ての拠点が同じ操作パネルで同じ操作性であること。
- ・操作パネルは一定時間使用しないと最小化されること。
- ・操作パネルは大きさや透過性を変更でき、画面上の表示位置も自由に動かせること。
- ・タッチパネルモニターでの利用も考慮されたボタンの大きさや配置であること。
- ・多拠点双方向で同時に軌跡のリアルタイム共有含めペン書き込みができること。
- ・ペン書き込みは、そのペン描画の動き (軌跡) もリアルタイムに共有できること。
- ・1 アクション (1 ボタン) で PC のフル画面共有ができること。
- ・リアルタイム画面共有時における画面転送の待ち時間を短縮させるための機能を有すること。
- ・ホワイトボード機能を有すること。
- ・ある拠点がホワイトボードを拡大・縮小・上下・左右に動かした場合、接続する他の拠点でも、画面の動きが追従すること。
- ・1 アクション (1 ボタン) で全拠点にホワイトボードが表示され共有状態となること。
- ・PC のデスクトップ画面上に (動きのあるコンテンツの上にも) ペン書き込みができること。
- ・書き込んだ画面を保存できること。
- ・保存された画面を複数ページに管理でき、PDF や画像データに保存できること。
- ・録画機能を有すること。
- ・解像度の異なる PC 間でも、画面のフルサイズで資料データを見ることができること。

と。

- ・PC画面全体を遠隔共有できること。
- ・クライアント端末でカメラを複数（2台）接続する事ができ、左右、上下、Picture in Picture などの2カメラレイアウトが自由に行える事。
- ・モバイル端末で撮影した現場写真を接続拠点に送信でき、タイムスタンプを付けてホワイトボードに表示出来ること。
- ・最大接続数の範囲で、会議数はいくつでも作ることができること。
- ・最大接続数の範囲であれば、拠点追加はライセンスの追加のみで対応できること。
- ・256kbpsの通信帯域でも利用できること。
- ・通常利用時においては、画像データ・色データを圧縮・減色しないで、忠実に再現させることができること。
- ・クライアントの通信実効帯域を自動的に検出し、その帯域値に合わせてデータを送受信することで、モバイルやインターネットなどの通信状態の悪い環境にも柔軟に対応できること。
- ・PC画面データの変化がないときは通信実効帯域を使用しないこと。
- ・会議サーバで設定された利用可能通信帯域の範囲で、クライアントの通信帯域を自動的に割り当てる機能を有すること。

（2）管理機能

- ・主催拠点が突発的な障害などで切断しても、会議が終了しないこと。
- ・PCの設定に依存せず、会議中にスクリーンセーバー、システムスタンバイ、休止状態に入らないこと。
- ・通信帯域・ビデオ会議画質（解像度）を各拠点で個別設定ができること。
- ・通信帯域・ビデオ会議画質（解像度）を各拠点で個別設定していても、サーバー側で一括変更できること。
- ・通信品質状況が利用者で即座に判ること。（他拠点の通信品質状況もわかること）
- ・各種設定変更後、会議再接続（会議アプリ再起動）が不要なこと。
- ・自動的にクライアントのアプリケーション更新が可能なこと。

（3）電子黒板

- ・画面サイズは75型以上とし、ペンツールで書き込み後、自動消去される指示ペン機能を有していること。
- ・保守運用性を考慮し、国内メーカー製品であること。
- ・電源、入力切替、ホーム、フリーズ、スクリーンショット、戻る、音量の物理ボタ

ンを有すること。

- ・移動できるように可搬型スタンドを用意すること。
- ・可搬型スタンドは耐荷重等システムとしての安全性が確認されているメーカー純正品とすることとし、会議室間の移動を考慮し、スタンド脚部の前後左右の長さが800mm以下であること。また、高さを5段階以上に設定できること。

(4) 専用タブレット端末

- ・モニターは10.1型以上で、静電容量式マルチタッチパネルであること。
- ・災害現場での活用を想定しているため、堅牢性、防塵・防滴（IP65準拠）、耐振動性（MIL-STD-810H準拠）に優れた端末を選定すること。
- ・有線ヘッドセットとショルダーストラップを付属すること。
- ・国内キャリアのLTE用SIM等及びWi-fiでの接続に対応した機器を選定すること。
- ・専用タブレット端末の接続回線については、災害時に利用する回線であることを想定した上で、受託者側で準備をすること。

4. セキュリティ要件

- ・いつ、どの拠点（誰）が、何の会議に接続したかや何のファイルを画面共有したかわかること。
- ・最大接続数、会議開催数などがレポートできるしくみがあること。
- ・録画機能の有効期限がセットできること。
- ・セキュリティー担保の為、参加者が安易に会議資料を取得できないようPrintScreenキャプチャーを無効などしくみがあること。
- ・セキュリティー担保の為、会議サーバに会議で使用したデータを残さない仕様であること。
- ・セキュリティー担保の為、各クライアント間、クライアント・サーバ間でのファイル送信機能を有しないこと。
- ・ユーザパスワードをユーザに定期的に変更させるしくみがあること。
- ・ユーザパスワードの再使用を回避させるパスワード世代管理のしくみを持つこと。
- ・ユーザパスワード誤入力が続いた場合に、使用停止させる機能があること。また、使用停止までの回数は設定できること。
- ・暗号化通信されること。

5. 導入前研修

システムの導入にあたっては、誰にでも容易に操作ができる簡易なマニュアルを作成し、操作説明を行うこと。また、詳細版も併せて作成すること。

6. 運用保守

(1) 運用保守の方針

- ・業務実施にあたっては、事前にシステム管理者と協議の上承諾を得るものとし、業務の進捗状況をシステム管理者が把握できるように努めなければならない。
- ・令和8年12月の安土町総合支所から南別館3F調査指導班への機器（専用のPC端末、カメラ、スピーカーマイク、75型電子黒板）の移設に伴い必要となる接続作業等の費用は、令和8年度の保守費用に見込むこと。

(2) 運用時間

- ・システム利用時間は、原則として本システムの性質上、24時間の運用を行うものとする。
- ・平時におけるシステム利用時間終了後など、システム利用に影響がない時間帯に、メンテナンスなどの日次運用終了時の処理が実施できること。ただし、災害時においては、この処理の中止又は随時の実施について柔軟な対応が可能であること。

(3) 保守体制

- ・受託者は、本システムの運用管理（機器類の監視、障害対応等）を行うこと。また、運用業務を統括する責任者と業務を遂行する担当者を設けて、本システムの運用を円滑に進める支援体制を整えること。
- ・サポート受付は平日9時00分から17時00分とし、原則として各課からの問い合わせを危機管理課が取りまとめ、危機管理課から問い合わせを行うものとする。

(4) 障害対応

- ・障害が発生した場合、メール送信等、受託者側の保守要員に連絡が入る仕組みを導入すること。
- ・障害発生時の連絡を円滑に行うための連絡体制（人員構成、連絡方法、緊急時連絡先、連絡ルート等）を明確にすること。なお、障害発生連絡後、概ね2時間以内に速やかに保守作業の対応ができること。
- ・障害内容、原因、対処方法等については障害管理表として記録し管理を行うこと。

(5) バージョンアップ等の対応

- ・本システムで使用するソフトウェア製品に関するバグフィックス、セキュリティパッチ等の更新モジュールについては、インターネット接続での自動更新を設定する等、必要に応じて適用すること。

(6) その他

- ・災害発生時、より多くのメンバーが遠隔会議システム等を利用して、コミュニティが図れるような仕組みを準備すること。

7. 添付資料

- ・【別紙 6】 遠隔会議システム導入機器一覧
- ・【別紙 7】 遠隔会議システム機能評価項目一覧